

東小いじめZERO基本方針

令和7年4月改訂

いじめ防止対策推進法（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

いじめ防止対策推進法（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。本校では、児童の尊厳を保持する目的の下、市教委・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組めるよう、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため」の対策を総合的かつ効果的に推進するために「東小いじめZERO基本方針」を策定します。

いじめ防止対策推進法（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめを未然に防止します。

日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど、
全ての子どもに対して継続的な働きかけを行います。

校長・教頭は、

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成します。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動、職員の研修などの推進などに計画的に取り組めます。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかけます。
- ・いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進します（例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）。

生徒指導担当教員は、

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図ります。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問したり、各種研修会等に積極的に参加したりして、情報交換や連携に取り組めます。

養護教諭は、

- ・学校保健委員会などの学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げます。
- ・学級に限らず全校児童の心身に目を配り、連携を取り合って担任を支援します。また、必要に応じて保護者の相談に応じます。

学級担任は、

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成します。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・道徳の時間を充実させて「豊かな心」を育て、児童それぞれの個性を尊重し、仲間意識を高めて居心地のいい学級経営に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや指導力の向上に努めるなど、学習指導の充実を図ります。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

2 いじめを早期に発見します。

定期的な調査やささいな兆候（わるふざけのような気になる行為など）にもアンテナを高く保つようにします。

校長・教頭は、

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備します。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検します。
- ・休み時間など担任の気づきにくい時間の様子に留意して、校内巡視に努めます。

生徒指導担当教員は、

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施などに計画的に取り組みます。
- ・保健室やスクールカウンセラーなどによる相談室の利用、電話相談窓口について周知します。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や放課後の校区内巡回などにおいて、児童が生活する場の異常の有無を確認します。

養護教諭は、

- ・保健室を利用する児童とのやりとりの中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞きます。

学級担任は、

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。
- ・休み時間・放課後の児童とのやりとりや日記などを活用し、交友関係や悩みを把握します。
- ・保護者と連携を強化して情報交換を行い、もし児童の様子に心配な様子が見られたら、早めに教職員で情報を共有して、適切な対処を行います。
- ・個人面談や学校懇談の機会を活用し、教育相談を行います。

3 いじめに組織で対処します。

※組織的ないじめ対応の流れ

速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

いじめ防止対策推進法（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① 情報を集めます。

学級担任・養護教諭は、

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせます（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴します。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取り（誰が、どんなことを、動機や理由）などして、いじめの正確な実態把握を行います。
- ・その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間などに慎重な配慮を行います。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行います。

いじめ問題対策委員会は、

- ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集めます。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残します。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握します。

② 指導・支援体制を組みます。

いじめ問題対策委員会は、

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組みます（全校体制で取り組むことを基本に）。
- ＊ 学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、特別支援コーディネーター、管理職、必要に応じてスクールカウンセラー、警察等の関係機関で役割分担
 - 関係児童の心のケア
 - その保護者への対応
 - 緊急避難的な対応
 - 教育委員会や関係機関などとの連携の必要性の有無 など
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③-A 子どもへの指導・支援を行います。

※ 「いじめ問題対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

いじめられた児童に対応する教員は、

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し徹底して守り通すことを伝え、不安を除去します。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、つらい気持ちを共感的に理解し、自尊感情を高めるよう留意します。
- ・ 授業や学級活動の中で活躍できる場面を工夫し、存在感や有用感を実感させるようにします。

いじめた児童に対応する教員は、

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図ります。
- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署などとも連携して対応します。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けます。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩みなど）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育みます。

学級担任などは、

- ・ 学級などで話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせます。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

- ・集団としての自浄能力を育てる取組を行います。

いじめ問題対策委員会は、

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者などの協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えます。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。
- ・指導記録などを確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎます。

③-B 保護者と連携します。

学級担任を含む複数の教員は、

- ・家庭訪問（加・被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）などにより、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法を話し合い、対応の方向性を示します。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去します。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

【組織的ないじめ ZERO 対応フロー図】

※有無にかかわらず、設置者への定期的な報告

いじめ情報

1 情報を集める

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ問題対策委員会」に情報を集める。
- ・いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

- ・得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの情報にとらわれすぎず、いじめの全体像を把握する。

2 指導・支援体制を組む

- 「いじめ問題対策委員会」で指導・支援体制を組む。
(生徒指導担当、教務主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、学級担任、管理職等で役割を分担)

- ・いじめられた児童やいじめた児童への対応
- ・その保護者への対応
- ・教育委員会や関係機関との連携の必要性の有無

3-A 児童への指導・支援を行う

- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷付ける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

3-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 常に情報把握に努める。
- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

【重大な事態への対処】

1 重大事態とは、

(1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ア 児童が自殺を図った、図ろうとした場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ア 年間30日の欠席を目安とする。
- イ 一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

2 学校が重大事態発生した疑い、児童又は保護者から重大事態の発生又はその疑いがあった場合は、市教委へ報告する。また、平素から疑いのある事案を早い段階で市教委に報告・相談するよう努める。

3 学校から重大事態の報告を受けた場合

市教委は市長・道教委に報告し、重大事態の調査の主体を判断する。

例	1号重大事態	学校又は市教委が主体
	2号重大事態	原則学校が主体
	自殺の基本調査	市教委の指導・支援のもと学校が主体
	自殺の詳細調査	特別の事情が無い限り市教委が主体

<学校が調査主体の場合>

学校の設置者の指導助言・人的支援を行う。

<市教委が調査主体の場合>

学校の調査では十分な結果を得られない場合

学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

4 調査の組織

学 校 ～ いじめ問題対策委員会

市教委 ～ 富良野市いじめ問題審議会（第三者で構成）

5 調査の実施

(1)目的

事実関係を明確にする。同種の事態の再発を防止する。

(2)事実関係

- ① いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われたか
- ② 背景事情や人間関係にどのような問題があったか
- ③ 学校・職員がどのように対応したか

(3)大切な点

- ① たとえ不都合があっても、事実をしっかり向き合うこと
- ② いじめられた児童から聴き取りが可能な場合はいじめられた児童から、不可能な場合は保護者から十分に聴き取ること
- ③ 在籍児童や教職員に対する質問紙等調査や聴き取り調査を実施すること
- ④ 児童の安全を最優先し、事実関係の確認・指導を行い、いじめ行為を速やかに止めること

- ⑤ いじめられた児童の継続的なケアを行い、学校生活復帰・学習支援などを行うこと
- ⑥ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、適切に対応すること
- ⑦ 自殺の背景調査は、「子供の自殺が起きたときの背景の調査の指針」を参考にすること
- ⑧ 詳しい調査を行うときは、市教委又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標・調査組織の構成など、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについてできる限り遺族と合意しておくこと
- ⑨ 調査組織は、調査の公平性・中立性を確保すること
- ⑩ 情報発信や報道対応は、プライバシーに配慮し正確で一貫した情報提供を行うこと

6 調査結果の提供・報告

- (1) いじめを受けた児童・保護者に情報を適切に提供する。プライバシー保護や関係者の個人情報に純分配慮する。
- (2) 調査結果は市教委が市長に報告する（学校主体の調査も同様）。いじめを受けた児童・保護者が希望する場合、保護者の所見文書提供を受け、報告書に添付・提出する。

7 再発防止の取組

- (1) いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有などの学校の対応を検証する。
- (2) 再発防止を検討する。
- (3) 当該重大事態への対処・同種事態の発生防止措置を講じる。

8 調査結果の公表、その方法など

- (1) 調査結果の公表は、富良野市・市教委・学校が、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童や保護者の意向、児童への影響などを総合的に勘案し適切に判断する。
- (2) 特段の支障がなければできるだけ公表する。
- (3) 富良野市・市教委・学校は、いじめを受けた児童や保護者に対して、公表の方針を説明する。
- (4) 公表する場合は、公表の仕方・内容をいじめを受けた児童や保護者と確認し、可能な限り事前に調査結果を報告する。

9 市長の再調査

市長は、報告結果について再調査を行うことができる。

10 再調査の組織

公平性・中立性を図るため、専門的な知識及び経験を有する第三者などで構成する「富良野市いじめ調査委員会」を設置して行う。

11 再調査結果の報告

- (1) いじめを受けた児童や保護者に対して、適時・適切な方法で進捗状況・調査結果を説明する。
- (2) 情報の提供は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- (3) 再調査は、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに配慮しながら、市議会にその結果を報告する。

12 その他

調査結果などの資料の保存については、富良野市文書管理の諸規則に従い適切に取り扱う。

【いじめ問題対策委員会】

1 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、教務主任、養護教諭
当該学級担任、（ＳＣ、警察等関係機関）

2 業務内容

○校内のいじめ未然防止、早期発見、いじめ発生時の対応に関すること

☆学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

☆いじめの相談・通報の窓口

☆いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

☆いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施するための中核

3 設置者への報告

基本的には月1回の定例的な報告をすることとし、学校が「いじめ」の通報を受けた場合は事実の有無の確認を行うとともに、事実があったとしてもなかったとしても、その事実確認の結果を設置者に報告する。

いじめ防止対策推進法

23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。